李壇の亂以前

——石刻史料を材料にして——

森田憲司

はじめに
一　李全と李璮—史料をめぐる問題
二　石刻から見た李氏の時代
三　李全から李璮へ—空白の時期をめぐって
四　李璮の支配
おわりに

はじめに

周知のように、金朝末期の混亂と、一二一〇年代になって始まったモンゴルの華北への侵入の中で、華北各地には自衛のための集團に端を發した自立勢力が出現する。既に一九四〇年代に、愛宕松男氏は、彼等についての研究をされ、それを「漢人世侯」と呼ばれた。(1) そして、「漢人世侯」についての愛宕氏の研究は、以後の學界に定説として受繼がれてきたが、最近になって、より詳細に個々の勢力を追及することによって、その再検討を目指そうとする論考が、池内功、藤島建樹、野澤佳美といった方々によって發表されている。(2) ここでは、「漢人世侯」の中でも強大なものの一つで、山東の半

島部を勢力圏とした、李全・李璮の父子について、從來とは異なる角度から考えてみたい。李氏は、李璮が一二六二年に起こした、モンゴルに對する反亂の敗北によって滅亡するが、この反亂が、愛宕氏によって、大きな歴史的意義を持つと指摘されたことは有名であり、また、李全の前半生については、池内功氏に專論がある。(3)

さて、筆者は、かねて明清地方志に見える宋元史料、とくに石刻史料を利用しての宋元山東地域社會の解明を目指してきた。そして、清末から民國にかけて編まれた地方志の中には、石刻について、詳しい敍述を持つものがあり、この時代について、多くの史料を提供してくれるが、とくにこの地域に關しては、石刻について詳細な記事を有する、複數の地方志が存在することを、その過程で知ったことについては、かつて言及したところである。(4) しかも、これも前に述べたことであるが、これらの石刻の多くは、それを書いた人々も、そこに書かれている人々も、これらの石刻以外には、歴史の上に何の足跡も殘さなかった人々であって、從來の文獻資料のそれとは、異なる世界を我々の前に提示してくれることが期待できるのである。ここでは、李氏父子の支配下にあったとされる、一二六二年の李璮の反亂以前における益都・濰州を中心とする山東の半島部一帶について、これらの石刻史料を材料として考えていきたい。

一　李全と李璮—史料をめぐる問題

李全・李璮の父子に關する基本史料としては、當然の事ながら、李全については『宋史』（卷四七六、七）の、李璮については『元史』（卷二〇六）の本傳を擧げねばならない。しかし、李全は宋朝に對して、李璮はモンゴルに對して、それぞれ反亂を起した存在であり、從って、彼等の列傳は、いずれも叛臣傳に收められており、その内容についての歪みが推測される。また、その記述の内容も、『宋史』の李全傳は、當然の事ながら淮東をめぐる話が中心であり、『元史』の李璮傳に至っては、その内容は、彼の反亂の經過の敍述、すなわち、一二五〇年代の後半（おそらく一二五七年）からの、すでに山東に勢力を確立していた李璮が、一二六二年の反亂によって身を滅ぼすまでの過程に限られてしまっていることは、

重要な問題を持つ。

正史以外の史料についてはどうであろうか。今まで研究者によって使用されてきた史料としては、『齊東野語』や『錢塘遺事』、『齊乘』などがあるが、いずれも、南宋もしくは元の時代に作られたものであり、亂との時間的關係で言うと、同じ問題が存在することになる。ここでは、『齊乘』卷五・風俗の記事を見てみよう。

此に由りてこれを言わば、忠義の風、齊の俗多しと爲す。不幸にして殘金の亂、李全父子、此の方に盜據し、戶は編ぜられて兵と爲り、人は之をして戰わしめらる。父は南に叛き、子は北に叛く。衣冠の族變じて卒伍と爲り、忠義の俗染めらるるに惡名を以てす。全は群盜より起り、的に何れの人たるかを知らず。養子瑄は本と徐希稷の子にして、又、異類より出で、齊の氏族には非らず。山東に客亂して、民を劫して逆を爲し、自ら速に誅夷せらる。然れども俗を敗り善を汚すこと、辨ぜざるべからず。(5)

このように、全く否定的な評價に終始し、李瑄に至っては、そもそも山東の人閒ではないのであって、お話にもなにもならない、といった調子である。こうしたところが、當時のある程度公式的な李氏觀であったと言え、元朝の漢地支配に大きな影響を與えたとされる程の反亂を起した李瑄であるから、元朝支配の下では、否定的な評價を受けるのは、むしろ當然であろう。そして、このような史料狀況のゆえに、李全およびその後繼者で義兒の李瑄が、その勢力圈において、どのような存在であったのかについては、ほとんど明らかにされていないのである。

しかし、李瑄の亂以前、すなわち、李氏が山東の支配者として、現に君臨していた時代には、もっと違う內容を持った發言が存在してもいい筈である。ここで、注目したいのが、石刻史料の持つ同時代性というメリットである。すなわち、石刻史料は、特殊な場合（例えば削除追刻）を除き、その石が刻された時點で、史料としての內容を固定されている點である。李瑄の亂のような場合に、このメリットが利用できないであろうか。ここでは、その時代に李氏と關わった現地の人々の殘した碑文を通して、從來の史料では明らかに出來なかった何が明らかに出來るかを、試みてみたいと考えて

いる。

それと、もう一つ觸れておきたいのは、李全と李璮との關係をめぐっては、從來指摘されていない大きな疑問が一つ存在する點である。それは、『元史』の李璮傳の記述內容と關わる。すなわち、上でも指摘したように、『元史』の李璮傳で述べられているのは、彼の反亂の經過に限られ、彼の地位獲得の經過については、觸れられていない。具體的に言うと、『元史』李璮傳は、彼が李全の子もしくは義子である事から書きおこし、一二三一年に李全が死んだ事を述べ、「璮遂に襲いて益都行省と爲り、仍りて其の地を專制するを得たり。朝廷數々兵を徵するも、輒ち詭辭して至らず。憲宗七年……」と續ける。つまり、具體的な敍述は、憲宗七年すなわち一二五七年になってからの事からしか始まらない譯であり、彼が何時益都行省を繼いだのかは、述べられていない。『元史』の本紀においても、李璮の名が最初に見えるのは、憲宗本紀の八年四月の條の益都行省李璮が徵兵を拒否する記事であって、事態はやはり同樣である。一方、『宋史』の李全傳では、一二三一年の李全の揚州における戰死とその軍團の淮東における崩壞について述べた後、妻の楊氏について、「山東に竄歸し、又數年にして後、斃す」としており、彼女が數年後に死んでいる事が分るが、李璮については傳末に「全子璮」と一句觸れるのみであって、ここでも、李璮による地位の繼承については、述べられていない。

確かに『元史』の本紀などに關しては、その記事の對象範圍がある分野に偏っていることは否めず、李璮の名が見えないのも、有り得ないことではないかもしれないが、筆者の見出し得た限りでは、『宋史』・『元史』を通じて、日附を伴った記事で李璮の名の見える一番早い例は、『宋史』地理志の海州の條の、「海州……淳祐十二年、全子璮又據之」(卷八八・地理志四)という記事のようで、南宋の淳祐一二年、すなわちモンゴルの憲宗の二年、西暦でいうと一二五二年ということになる。結局、この閒二十年程の李氏に關わる事柄については、『宋史』や『元史』では何も分らないという結論にならざるをえない。

この事は、正史以外の史料に關しても同樣で、元代に編纂されたと考えられる、編年體の歷史書『宋史全文續資治通鑑

長編』や『通鑑續編』(6)においても、李璮の名が初めて登場するのは、『通鑑續編』が寶祐三年（モンゴルの憲宗五年、一二五五）、『宋史全文』では、景定元年（中統元年、一二六〇）といった時期になってからなのである。つまり、この時期の山東、益都一帯及び李氏が、どのような状況であったのかは、大きな謎であると言えよう。

二　石刻から見た李氏の時代

それでは、この論文で主題にしようとする、李璮の亂發生以前の時期に立てられた石刻というのは、現在幾つぐらい見出すことができるのであろうか。筆者の知り得た碑刻について、リストを作製したので、上の表をまず參照していただきたい。

さて、表に掲げた李氏と同時代の石刻のうち、先ず注目したいのは、山東半島の北側、渤海灣沿岸の寧海州牟平縣にある、姜房、姜思明・思聰の姜氏二代にかかわる二つの石刻、すなわち、「昭武大將軍總管萬戸姜房墓碑」と「玄都觀碑」である。前者は、李全に仕えた寧海出身の武將姜房の墓碑であり、後者は、牟平縣城南郊にあった全眞教の道觀の重修碑である。これらの史料によって、この姜氏二代の、李氏との關わりをみていきたいと思う。

まず「姜房墓碑」であるが、表にも掲げたように、この碑はモンゴルの憲宗五年、一二五五年に立てられたもので、現在、『同治重修寧海州志』（卷二五・藝文上）、『民國牟平縣志』（卷九・文獻志金石）に移錄されていて、讀む事ができる。そこには「公（姜房）、官に在ること凡そ一十九年、庚子の秋九月五日、

山東李氏關係石刻リスト

1236	大朝王公禮葬立石記〔民國昌樂縣續志　卷17〕
1255	昭武大將軍總管萬戸姜房墓碑〔民國牟平縣志　卷9，同治重修寧海州志　卷25〕註
1257	元帥總管馮君增築墳臺之記〔光緒益都縣圖志　卷28〕
1258	玄都觀碑〔光緒增修登州府志　卷65，民國牟平縣志　卷9〕
1259	濰州新試院圖〔民國濰縣志　卷40〕
1259	重修壽聖院記〔民國濰縣志　卷40〕
1261	段氏修建祖塋記〔民國昌樂縣續志　卷17〕
1261	崇寧院記〔民國濰縣志　卷40〕
〔1262	李璮の亂〕

註：時代が下がり，排印本ではあるが，民國志の方が，碑刻のテキストとしては勝れている。

病を以て任に卒す、享年五十有六」とあって、一二四〇年に死んだ姜房が、十九年閒官にあったとあるから、話は、一二二一年頃にまでさかのぼることとなる。墓碑は、その當時の寧海について、「會(た)またま金季大に亂れ、阻山濱海の鄉、盜賊尤も熾んなり、千萬群と爲り、林谷に嘯聚し、比ろおい人を獵して以て食に充つ。居民これに苦しみ、自活する能わず」(7)というような狀況であったと述べる。そして、墓碑に「乃(わ)翁身を白屋に起こし」とあって、もともと平民出身ではあるが、「鄉黨其の人となりを異とし、咸なこれを推重す」と書かれているように、鄉黨の望を擔っていた姜房は、この様な狀況に對し、この時期に他の地域でも多く見られるように、地域の自衞に、指導者として活躍した。それについて、墓碑は次のように述べる。

公、憂衆の心有り、慨然として濟物を以て己が任と爲し、遂に土豪を糾合し、義旅を率集し、患難を冒し、艱危を歷て、堅を被り、鋭を執ること累年、竟に以てその元兇を殲し、その餘黨を平らぐ。一方の人、公に賴りて存するを得たるもの、勝て記すべからず。(8)

他の史料によって、この時期の山東半島北部について見てみると、一二一三年、一二一七年とモンゴルの侵入を受ける一方、一二一四年には、紅襖軍の楊安兒(李全の妻楊氏の兄である)の手に落ち、金將僕散安貞によって回復されているし、一二一七年から一二一九年にかけては、李全と金朝とが、青州(益都)を中心に、この地域をめぐって、取ったり取られたりの一進一退の狀態であったのが、一二一九年に至って、李全に說得されて、張林という人物が、萊州や寧海州を含む一二州を以て宋に降って、李全の支配下に入り、一應の決着がつく(『宋史』李全傳)。その一方で、一二一八年の五月には、「萊州の民」曲貴が節度使を殺して、南宋と結ぼうと計り、金に討伐されるといった事件も起っている。(9)上述の墓碑の記事は、こうした狀況を指しているものであろう。そして、當時山東半島を經略中であった李全と姜房との出會いについて、墓碑は、

時に少保相公李君、方に山東を整頓するを以て務と爲す。其の忠義を聞きて、これを嘉みし、特に授くるに本州同知

の職を以てす。(10)

と述べ、姜房の活躍を知った李全が、彼をその支配下に入れ、おそらく在地での實際を踏まえたものであろう「寧海州同知」の地位を與えたことが分る。これが、房の出仕の始めであり、死去の年から逆算して、一二二一年の事であったと推測されるわけである。そして、房は、最後には、「昭武大將軍元帥左監軍寧海州刺史」となり「膠濰莒密寧海等州總管萬戸」を加授された上に、金符を與えられるに至っている。(11)

ただ、ここで注意せねばならないのは、一二三一年正月に李全は揚州で戰死しており、本傳によれば、妻の楊氏もその數年後に死んだと言う。さらに、『元史』には、「金人、海沂萊濰等の州を以て來降す」（卷二太宗本紀）とあって、一二三三年一二月には、山東半島が完全にモンゴルの支配下に陥ちている事を考えあわせると、一二四〇年まで生きていた姜房に、何時、誰が姜房にこれらの官職を與えたのかという疑問が殘る點である。

そして、姜房の死後について、墓碑には、

嗣後、山東淮南等路行省相公李君、先少保の子なり。公の德を念じ、其の代を旌せんと欲し、遂に其の長子を表し、總管の符節を承(つ)がしめ、次子には本郡刺史の職を襲わしむ。(12)

とあり、その二人の息子は、「先少保の子」であって、「山東淮南等路行省相公」の「李君」によって、それぞれ父の地位を分けて繼承する事が認められて、兄の思明が總管を繼ぎ、弟の思聰が刺史を繼いだとされている。この場合、繼承を認めた「先少保の子」は、碑文の書かれた一二五五年という時期やその地位から、李璮であると斷定できる。そして、さらに碑文は兄は「昭武大將軍元帥左監軍」に、弟は「昭毅大將軍元帥右監軍」に累遷したと述べている。しかし、この碑が立てられたのは、房が死んで十五年を經た一二五五年のことであり、彼等の繼承が、父房の死の直後に行われたかどうかにも、疑問が殘るが、以上の疑問については、後述することとする（三七頁）。

次の「玄都觀碑」は、「戊午十月望日」、すなわち憲宗八年、一二五八年の年記を持つ。碑の本文の大部分は、牟平縣の

南郊にあった道觀、玄都觀の創建とその重修についての記述であり、全眞教の史料としても興味深いものであるが、姜氏兄弟は、文中には、重修の援助者として名を出すのみである。(13) ここで注目したいのは、碑末にある列名である。そこには、次のようにある。

牟平縣丞劉國機
牟平縣管民長官賀元吉
昭毅大將軍元帥左監軍寧海州刺史兼知軍事姜思聰
昭毅大將軍元帥右監軍寧海州管民長官兼膠濰莒密等處總管萬戶姜思明
寧海州等處都達魯花赤必里海

ここでは、思明・思聰の兄弟が、まさに「墓碑」に書かれていたごとく、父の地位を二分して、名を連ねており（ただし、監軍の「左右」が「墓碑」と反對）、姜氏の勢力は、そのまま二人の息子に世襲されたのを確認でき、この時點でも、寧海における姜氏の勢力が繼續していたことをうかがう事が出來る。

ただし、この二代ともに、その名乘っている官職、とくに管轄範圍が、どのくらい實態を反映したものかは疑問であり、これらの各地域が、全て彼の支配下にあったとは考えられない。しかし一方で、前述のように、姜房は金符を與えられているし、兄弟が力を盡くした玄都觀の重修碑には、寧海等處都達魯花赤の必里海も名を連ねている以上、その地位が、モンゴル政權の何等かの承認を得たものであることは疑いない。姜氏の實際の勢力範圍が、どこまでであったのかは、今のところ確めるすべもないが、『光緒棲霞縣續志』卷一・古蹟補遺の引く、棲霞縣にあった道觀「賓都宮」の高樑の簽名に「□（昭か）毅大將軍元帥左監軍寧海州刺史功德主姜思聰」と見える事からも、單なる牟平縣あるいは寧海州の範圍は越えていたことが推測できる。

なお、一二六二年の李璮の亂の後の姜氏については、何も傳える史料がなく、李氏と運命を共にしたとも考えられる

が、断定することはできない。(14)

その他、李氏と碑の主人公との關係について述べている石刻を見てみると、「大朝王公禮葬立石記」(一二三六立石)に見える昌樂縣の王義の場合、「山東淮南都行省相公に隨い、都統制に移遷し、兼て承節郎昌樂縣令を授けられる」とある(註17參照)。さらにもう一つの興味深い例として、「總管馮君增築墳臺記」(一二五七立石)の缺字部分がある。すなわち、益都府尹馮彰が、官途についたきっかけを述べた箇所が、「逮事(改行)□府　大行□　相公」となっているというのである。この碑には、他に缺字箇所がほとんどない事から考えると、李璮を指す字句を亂の後に削除したものではないだろうか(もっとも、その後に「外に爪牙と作り、內に心腹と爲りて、大いに信用せらる」と續いていては、そうせざるを得ないだろうが)。

それでは、李璮の亂以後の石刻には、李氏の時代の事はどう觸れられるのであろうか。李璮の亂以後の益都地域における戰後處理の姿を、やはり石刻を通して見てみる事については、筆者は別に作業を進めつつあるが、石刻の多くは李氏との關係については、口を閉ざして語らず、まるで李氏なぞ存在しなかったかのごとくであるのが一般である。これは、例えば、姚遂の『牧菴集』や劉敏中の『中菴集』に收められている、李璮討伐關係者の碑傳の中に、李璮の名や「青寇」の語が頻出するのとは、好對照と言えよう。

しかし、その中にも例外はあって、例えば、『益都金石記』(卷四)、『山左金石志』(卷二二、ただし移錄はなく、考證も『益都金石記』によるのみ)、『光緒益都縣圖志』(卷二八)にそれぞれ收錄されている、「故膠州知州董公神道之碑」(一三〇二立石)などは、李全との關係については、次のように物語る。

纔に益都に至る。義軍李帥有り、公(董進)の諸子に異なるを見る。年十有五なり。李帥試みるに、能くする所を以てし、凡そ事は咸な其の宜しきを得たり。公の用うべきを知り、以て親兵と爲す。國王南來し、李帥迎降して、承制して以て益都行省たり。西に金人を拒み、南に楚寇を御し、日に尋で干戈し、以て相征討す。公は家將と爲り、常に前鋒に當る。楚州を攻むれば、則ち蝥弧を張りて、以て先ず登り、海州を襲えば、則ち皋比を蒙りて先ず犯す。公の

驍勇を喜び、委ねて爪牙と爲す。(15)

しかし、ここでも、この後、李全の死後の問題について觸れた後は（この部分については後述）、いつの閒にか、李璮の亂の戰後處理を擔當した、撒吉思との關係に話が轉じてしまっている（もっとも、李全はモンゴル朝廷に反逆した譯ではないが）。

さて、以上の石刻に述べられている、李氏と彼等との關わりについてまとめてみるならば、李氏が、山東半島の各地において、寧海の姜氏に見られるように、在地有力者を、その支配下の人々とともに、自己の勢力の中に取込む事によって、支配圏を擴大・確立していったと言うことができよう。

三　李全から李璮へ—空白の時期をめぐって

さて、この論文の最初に提出したもう一つの問題、すなわち、李全と李璮の閒に史料上存在する空白についても、可能な範圍で、一應の見解を揭げておきたい。なお、前節で、いくつか「この點については後述する」とした箇所があるが、それはいずれもこの問題と關わりがある故であり、以下で檢討を加える。

最初に、この點について第一節で述べたことをもう一度まとめておくと、『宋史』・『元史』という二つの正史、及び編年史料をはじめとするこの時期の研究に從來用いられてきた史料に據る限り、一二三一年の李全の死後、一二五二年に至る閒の李璮および益都一帶の狀況は不明であり、言い替えれば李璮の權力獲得の過程もまた不明である、というものである。『元史』で、唯一この點に關わる箇所は、「李璮傳」にある、中統元年（一二六〇）の李璮の上言の中の「臣所領益都、土曠人稀、自立海州、今八載」という部分である。一二六〇年の八年前と言えば一二五二年になり、まさにこの年から李璮が海州に進出していたという『宋史』地理志の記事の裏附けとなる。そして、それ以前から、益都を支配下に置いていた事を述べているものであると理解してよかろう。しかし、それが、どこまで遡りうるかは、依然不明である。

逆に、李全の死後について見てみると、『宋史』の李全傳によれば、揚州での李全の戰死を知った楊氏は、淮東を放棄し、さらに、漣水を經て山東に入って、數年後に死んだとあるのみであることは、これも前述した。しかし、先にも引用した「故膠州知州董公神道之碑」は、その間の消息について、次のように、さらに詳しく述べている。

帥（李全）既に山東を平定し、淮海を呑むを志し、因て揚州を攻め、城下に歿す。公（董進）麾下を率い、其の夫人楊氏を推し、權りに軍務を主せしめ、衆皆悅服す。越えて明年、楊氏入覲し、夫の職を紹ぐを得たり。公に假すに軍帥の名を以てし、征戍の勞を代わらしむ。又、常に傳に乘りて闕に赴き、事を奏し諸物を進貢せしむ。楊氏政を辭するや、公も亦ついで兵柄を解かれ、改めて高密尹に署せらる。(16)

すなわち、楊氏は舊李全軍團において、李全の後繼者として推戴されたのみならず、翌一二三二年にモンゴル朝廷に入覲することによって、その地位の繼承を認められたのであった。しかし、その後、その地位から楊氏は離れ、墓碑がその補佐的地位にいたと言う董進も、李全軍團とは離されて、高密尹となったというのである。ただし、これが何時の事か、この碑文は語ってはいない。しかし、『宋史』李全傳の言うように「數年後」に楊氏が死んだとすれば、それまでの時間が長かったとは考えられず、依然として李璮の出現までに、空白の時間が存在していると言えよう。

この空白の時間をどのように理解すればいいのであろうか。『元史』の記事はもとより、先掲のリストでも分るように、石刻史料も一二五〇年代にならないとほとんど存在しない。つまり、石刻史料をも含めて、この時期の舊李全支配地域について、その狀況を傳える史料は、皆無といってよいのであり、從って、李璮の時代になって書かれた石刻史料が、まだしも時間的に近接したものと言わざるをえない。

その中で、一二三六年と、李全の死と時間的に近接した日附を持つのが、先にも引いた、「大朝王公禮葬立石記」である。これについて、まず見てみたい。そこでは、王義が、「行省相公」（この場合は李全）から昌樂縣令他の地位を與えられたのに續いて、「太師國王」（李魯）から、やはり宣武將軍昌樂縣令の官を與えられたとある。(17) 注目したいのは、後者、

すなわちモンゴルの權力者によって、その地位が再度授與されている點である。また、「董進墓碑」によれば、李全の未亡人楊氏は「政を辭」し、董進自身も、兵柄を解かれた上で、高密尹に「署」せられている。彼等に對しこのような行動に出ることのできる存在は、モンゴル朝廷もしくは當該地域におけるモンゴル人權力者以外には考えられない。このようにして見ると、李全の死後、この地域はモンゴルの直接支配下に、いったん入ったと考えるべきではないだろうか。そうだとすれば、寧海姜氏の場合において疑問として殘した、姜房が一二四〇年に死ぬまでに、その地位を昇進させ續け、金符まで與えたのが誰であるかという問題も、はっきりする。

しかし、どのような經過を經てかは、今は全く明らかにすることができないが、おそらく一二四〇年代の何時かに、李全の義兒であるという李璮によって、益都における李氏の勢力が復活する。(18) ここで注目したいのが、『昌樂縣續志』所收の「段氏修建祖塋記」(一二六一立石)である。ここでは、碑の立てられた一二六一年當時に、知昌樂縣事であった段綺が、かつて「大都督行省相公」に、「提領昌樂縣事」に拔擢されたとある。それは、「今に抵るまで十五年」とあるから、一二四六年頃であろう。ここで言う「大都督行省相公」は、李璮以外には考えられないから、李璮のこの地域での存在は少なくともこの時點までは、さかのぼることができるのである。今のところ、言えるのはここまでである。

筆者は、この論文の始めにおいて、石刻史料が、その同時代性において價値を有するということについて述べた。より嚴密に言うならば、第一義的には、その立石の時點の史料としての意味を、石刻は持っていると言うべきであろう。その點から寧海の姜房の墓碑について見なおしてみると、この石刻は、まず一二五五年という立石の時點の史料としてみるべきである。すなわち、ここに書かれているのは、あくまでも一二五五年の眼で見た、姜房の生涯なのである。もとより、墓碑を始め墓に關する石刻において、故人の死去と立石との間にかなりの時間的空白が存在することは、しばしば見られることで、十五年というのも決して珍しいことではないことは、筆者も承知の上である。しかし、ここでは、敢えてこの主人公姜房の卒去した一二四〇年と一二五五年の立石との間の十五年間について、その意味を考えてみたい。

一二五五年と言えば、既に山東での李璮の地位は確立していたと考えてよい。その時期に立てられた、姜房の墓碑に書かれている主題は何かといえば、それは、彼と李全との關係であり、李璮の支持の下での、房の二子による父の地位の継承であろう。もし、李全の死後にすぐ李璮が地位を継承したのならともかく、今まで述べてきたように、それはほとんど考えられない。とすれば、姜氏兄弟は、父房の死後、李璮の登場を俟って初めて、父の地位を継承できたということになる。その間に姜氏に何が有ったのかは分らないが、継承のためには、李璮によって「父の功」が「旌」されることが必要な狀況であったことだけは確かである。だからこそ、墓碑の中では、彼等の父房と李璮の「父」李全との結び附きが語られ、「子」李璮による、兄弟への任命が語られねばならなかったのではないだろうか。この石刻は、そういった立場にあった姜氏による、李璮へのオマージュとしての意味を持って立てられたと、結論づけることは、あまりに話を面白くしすぎるとの、批判を受けるであろうか。

四　李璮の支配

もう一度、「段氏修建祖塋記」を見てみよう。そこには、昌樂縣提領となった段綺のその後について、

爰に歳を歴、時の一境の民をして各々田里に安んぜしめ、歎息怨恨の愁を無からしめ、愈々其の功を礪う。提領密州事に遷るに、いまだ政を報ぜざる間にして、濰陽の官吏、昌樂の老幼、公の廉を慕い、公の德を想い、公の義を仰ぎ、これを欽戴せんことを願い、特に大督相公に聞す。公遂に其の意を嘉し、復た昌樂縣事を宰せしむ。(19)

すなわち、昌樂縣で實績をあげた彼が、提領密州事に遷轉させられようとし、いったん人事は行われるが、それと前後して、昌樂の人々から反對運動がおこって、段綺は昌樂縣に戻り、提領昌樂事に復歸したという話である。この事は、段氏が、時の權力者も無視出來ない程の勢力を在地に持っていた存在であった事を示している。李璮もまた、李全と同様に、在地の有力者を取込んでいくことによって、その支配を築いていったのである。

しかし、「段氏修建祖塋記」を見ていくと、やがて力關係は變化していったのではないかと考えられる。碑末にある立碑者の名は、

滕州滕縣知丞管民官次男段慶
明威將軍知昌樂縣事管民官段綺立石

となっており、これを見ると、唯一出仕している彼の次男段慶（長男段質は若死しているし、他の諸子は出仕していない）は滕縣の丞となっている。そして、碑文には、「夫れ慶は、幼くして義を懷き、身を致して主に事え、地を擇ばずして軀を捐して難を濟う。龍廷に表奏して、金幣羊馬を寵錫せられ、滕縣丞を外授せらる」[20]とあり、この人事が上からの命令によるものであった事を示している。しかも、滕縣は同じ山東とはいっても、昌樂とは、父綺の時の密州以上に離れている。その滕縣へ慶は「地を擇ばずして」赴任したのである。この事は、段氏が、綺が昌樂での地位を維持しているものの、かつての彼が異動を拒否できた時とは異なって、在地から切離されつつあった事を示してはいないだろうか。

李全や李璮の支配というものがどのようなものであったのかは、具體的にはほとんど分らないし、さらに言えば、その流賊的性格から考えて、果して支配といった事が、現實に行れていたのか自體に疑問が殘るところである。支配の體制を考えてみようとしても、例えば姜氏の場合、かなり廣い範圍をその對象とする官職名を持っているとはいうものの、そこに擧げられている、「膠濰莒密寧海」といえば、山東の半島部のほとんどを占めてしまうことになり、現實に、姜房が李全の部下としてこれらの地域の支配を擔當していたとは、とても考えられない。ただ官職名だけでいいというのであれば、李全に先行した楊安兒も百官を置いたと言う。[21] しかし、この時期に各地で、與えられ、或いは名乘られた官位や官職が、極端な場合には、各自の自稱を上位の者が承認しただけに過ぎない場合がしばしばであったことは、既に牧野修二氏が『黑韃事略』等を引かれて指摘しておられるところであり、[22] 單に名前の上で、ある地域についての官職名が存在しているからといっても、それが現實の支配を反映しているとは、とても言えない。これに對して、この段氏の息子段慶が、滕

縣の丞として遷轉の對象となり、赴任している事實は、李氏の側から見れば、その範圍における李璮の支配が確立し、制度化されたものになりつつあったことを示す一つの證左ではないだろうか。

李璮による支配をめぐっては、もう一つ、科擧をめぐる問題がある。すなわち、表に掲げた、『民國濰縣志』所收の「濰州新試院圖」（一二五九立石）の存在である。『濰縣志』によれば、この碑には、圖も存在するようであるが、『濰縣志』は、殘念ながら圖を載せておらず、また移錄されている文の部分の內容は、宣聖廟の四至のみであり、日附と關係者の氏名はあるが、試院はもとより宣聖廟についても、建立の具體的經過が述べられていない。[23] ただ、宣聖廟の建築に關しては、至元一五年（一二七八）の「濰州重修宣聖廟記」（やはり『濰縣志』卷四〇に移錄）にも、この時に、益都行省郎中兼濰州事の顧諟によって、假の建物ではあるが、宣聖廟が建てられた事が述べられている。[24] このように、この碑だけでは、試院が、何のために、どのようにして、建てられたのかを明確にできず、從って、科擧との關係を云々するのは、はばかられるが、しかし、「新試院圖」と稱するものがある以上、何らかの建築は行われたこととなり、科擧が實施はされていなかったとしても、少なくともそのための準備は行われていたのではないだろうか。漢人世侯としては、東平の嚴實の學問保護、東平府學の繁榮が有名であるが、[25] 李璮も學問を好んだことについては、從來の史料でも、『清容居士集』卷二九の「滕縣尉徐君墓誌銘」の「璮喜儒云々」という記事や、『中菴集』卷九の「敕賜保定郭氏先塋碑銘」に見える、郝經を招聘しようとしたというような記事[26]によっても、知ることが出來るが、この石刻の存在によって、さらに一つの材料を得たとも言えよう。また、もし、この試院によって、科擧の實施を考えていたとすれば、山東に於いて李氏が、恆久的な漢人政權の樹立を考えていた可能性も出てくる。

また、在濰州の碑記によって、李氏自體についても、從來以上の事が分る。それは、「濰州新試院圖」をはじめとして、「重修壽聖院記」（一二五九立石）、「崇寧院記」（一二六一立石）などに、「元帥濰陽軍節度使李璮」という名が見える點である。李璮については、さらに、後至元四年（一三三八）に立てられた、「大元贈淮東宣慰使金故膠西郡王范氏塋碑」（『濰縣

志』巻四一に移録）にも名が見える。この碑は、『山左金石志』巻二四における著録が、「殘碎し、分れて三石と爲る。尺寸行數、皆計ること能わず」と述べて、移録を行っていないように、その内容をたどることは、はなはだ難しいが、『濰縣志』には拓本に據って、殘文が丁寧に移録されている。そこには、「壇之弟濰陽軍節度使李珵、嘗酗酒欲刃（下缺）」の一句があって、彼と壇が「兄弟」であることが分る（この缺落の後に續く部分にも、李珵の行狀を述べたと思われる文章が續き、この碑の破損が惜まれる）。[27]

李壇が李全の義兒であることは、その實の親については諸説あるものの、前引の『齊乘』の記事をはじめ多くの史料に書かれていて、よく知られており、從って、李珵も義兒であったと考えてよかろう。一二二七年に李全がモンゴルに降服した結果、楚州で起こった混亂の中で、李全の弟李福とともに、全の「次妻」劉氏や「次子」が殺された事が、『宋史』の李全傳にみえるから、[28] 李全には、少なくとも二人の「子供」がいたことが明らかであり、『齊東野語』の「李全」の條が言うように、李壇が、李全に子がなかったための養子とは考えられず、[29] しかも、ここで述べたように、李壇の他に李珵という義兒の存在が確認出來る事から、李全のもとに義兒集團が存在した可能性が考えられるのではないだろうか。

おわりに

以上、石刻史料の常として、そこで述べられている内容は、すぐれて個別的なものであり、それをすぐに、一般論化することには、當然危險もあるし、また、李壇を考える上で謎とでも言うべき、李全が死に、楊氏も數年後に死んだ一二三〇年代後半から、五〇年代初めを知ることのできる石刻もほとんどないが（ただし、段綺の例を一二四六年とする考えが正しいとすれば、既にこの時點で、李壇が政權を握っていた事が確認出來る事になるのであるが）、それでも、從來全くといってよいほど史料のなかった、李氏父子の時代における山東の半島部について、幾つかの新しい知見を附け加える事が出來たのではないかと考えている。

なお、三〇頁に掲げたリストを參照していただければ分るように、これらの碑刻の多くは、民國に入ってから編まれた地方志所收のものであり、少なくともつい最近までは、現地に存在していた筈のものである（『濰縣志』に至っては一九四一年のものである）。抗日戰爭、國共內戰、文革を經た今、例えば「范氏塋碑」がたどったように（註27參照）、その運命は必ずしも樂觀出來ないが、現地において、實物について調査する事が可能となれば、この時期の山東社會について、さらに樣々な面を解明出來るのではないかと考えている。

註

（1）「李璮の叛亂とその政治的意義」（東洋史研究第六卷四號、一九四一）、「元朝の對漢人政策」（東亞研究所報第二三號、一九四三）。

（2）池內宏「李全論」（社會文化史學第一四號、一九七七）、「モンゴルの金國經略と漢人世侯の成立」（四國學院大學論集第四六、四八、四九號、四國學院大學創立三〇周年記念論文集、一九八〇、一）他。藤島建樹「元朝治下における漢人一族の歩み—藁城の董氏の場合」（大谷學報第六六卷三號、一九八六）。野澤佳美「張柔軍團の成立過程とその構成」（立正大學大學院年報第三號、一九八六）、「モンゴル太宗定宗期における史天澤の動向」（立正大學東洋史論集第一號、一九八八）。

（3）註(2)參照。

（4）「元代前半期の碑刻に見える科學制度用語（上）」（奈良大學紀要第一一號、一九八二）、「濟南路教授李庭實をめぐって」（谷川道雄編『中國士大夫階級と地域社會との關係についての總合的研究』、一九八三）。

（5）由此言之、忠義之風、齊俗爲多。不幸殘金之亂、李全父子盜據此方、戶編爲兵、人敎之戰。父叛于南、子叛于北。衣冠之族變爲卒伍、忠義之俗染以惡名。全起群盜、的不知何人。養子璮本徐希稷之子、又出異類、非齊氏族。客亂山東、劫民爲逆、自速誅夷。然敗俗汚善、不可不辨。

三行目の「的」を、本文では「的に」と讀んだが、「全は群盜より起こりたる的」とすべきかもしれぬ。いづれにせよ、ここだけが俗語的で不釣合である。或は衍字かもしれない。

（6）『通鑑續編』は、元末明初の人陳桱の編になる編年體の史書であるが、ここでは、臺北の國立中央圖書館所藏の至正十一年昭陽顧氏松江刊本の景照本に據った。

（7）會金季大亂、阻山濱海之鄉、盜賊尤熾、千萬爲群、嘯聚林谷、比獵人以充食。居民苦之、不能自活。

（8）公有憂衆之心、慨然以濟物爲己任、遂糾合土豪、率集義旅、冒患難、歷艱危、被堅執銳者累年、竟以殲厥元兇、平

其餘黨。一方之人、賴公得存者、不可勝記。

(9) 『金史』巻一五「宣宗本紀中」興定二年五月辛巳
萊州民曲貴殺節度經略使内族轉奴、自稱元帥、構宋人據城叛。山東招撫司遣提控王庭玉・招撫副使黄摑阿魯答等討平之、斬僞統制白珍及牙校數十人、生禽貴及僞節度使呂忠等十餘人、誅之。乃命庭玉保萊、朱琛保密、阿魯答保寧海、以安輯其民。

(10) 時少保相公李君、方以整頓山東爲務。聞其忠義而嘉之、特授以本州同知之職。

(11) 「姜房墓碑」には、次のようにある。
自斯厥後、積有勳效、累遷至昭武大將軍元帥左監軍寧海州刺史。公撫治有方、政崇寛簡、躬行勤儉、以率其下、合境化之、風俗丕變、民之富庶、倍於鄰郡、朝廷體其能、加授膠濰莒密寧海等州總管萬戸、仍錫金符以寵之。

(12) 嗣後山東淮南等路行省相公李君、先少保之子也。念公之德、欲旌其代、遂表其長子、俾承總管之符節、次子俾襲本郡刺史之職。

(13) 「玄都觀碑」には、次のようにある。
本郡□管民元帥長官與其弟元帥太守二姜公、以文德並播於英聲、以武功同馳於偉譽、政成多暇、遽覽重玄、喜捐珍物、茂賛仙風、以次名官顯仕、大賈富商、各輸帑藏之豐□、統助盛緣之廣費。

(14) 『同治重修寧海州志』巻一二・長吏には、「天水郡開國侯」の肩書きを加えた形で、姜氏兄弟の名が見え、とくに、思聰については、「見文登刁招討碑」とある。たしかに文登の有力者として刁氏が存在し、この碑に對應しそうな碑として、至元一九年の「故招討刁公神道碑」(『民國文登縣志』巻八上・人物一に移錄)があるが、そこには、姜氏兄弟の名は見えない。

(15) 纔至益都。有義軍李帥、見公異於諸子。年十有五。李帥試以所能、凡事咸得其宜、知公可用、以爲親兵。國王南來、李帥迎降、承制以爲益都行省。西拒金人、南御楚寇、日尋干戈、以相征討。公爲家將、常當前鋒。攻楚州則張鍪弧以先登、襲海州則蒙皋比先犯。喜公驍勇、委爲爪牙。(引用は『益都縣圖志』によった、註(16)についても同じである)
ただし、この碑文の内容に問題がないわけではない。歿年から逆算すると、董進が一五歳と言えば、一二一四年である。確かに李全は既に登場していたが、益都に地盤を有していたかどうか、微妙である。姜房の墓碑が寧海州について述べるように、この時期は混亂期であり、この碑文が言うように、本當に彼が最初から李全の下にいたのかどうか疑問である。こうした點は石刻史料の持つ厄介さと言えよう。

(16) 帥既平定山東、志呑淮海、因攻揚州、歿於城下。公率麾下、推其夫人楊氏、權主軍務、衆皆悅服。越明年楊氏入覲、得紹夫職。假公以軍帥之名、使代征戍之勞。又常(常一字『益都金石記』によって補う)乘傳赴闕、奏事進貢諸物。楊氏辭政、公亦尋解兵柄、改署高密尹。
なお、この箇所については、既に愛宕松男氏が、「李璮の叛亂とその政治的意義」の中で引かれているが、出典文獻名は、なぜか提示されていない。

（17）隨山東淮南都行省相公、移遷都統制兼授承節郎昌樂縣令、提領軍民。次隨蒙古大朝太師國王、陞宣武將軍、依昌樂縣令撫治軍二十餘載。

（18）この問題について、一つの解答の可能性を與えるのが、李璮と塔察兒との姻戚關係の存在である。すなわち周良霄氏が、「李璮之亂與元初政治」（元史及北方民族史研究集刊第四期、一九八〇）において、明の祝允明『前聞記』（『紀錄彙編』所收）の「李璮」の條の記事に據って指摘され、さらに、杉山正明氏が、「クビライ政權と東方三王家」（東方學報京都第五四册、一九八二）において、郝經の「再與宋國兩淮制置使書」（『郝文忠公集』卷三七所收、言うまでもなく、こちらの方が史料價値は高い）で、確認できることを論じられた、李璮の二番目の妻が塔察兒の妹であるという指摘は、一二三六年に行われた丙申年の分撥において、益都一帶が斡赤斤家に與えられたことを考えれば、李璮が益都行省として出現し得た理由となり得る大きな可能性がある。しかし、これとても、この婚姻と益都行省李璮の出現との前後關係が不明な限り、あくまで一つの可能性に過ぎない。

（19）爰歷歲、使時一境之民各安田里、無歎息怨恨之愁、愈礪其功。遷提領密州事、未報政閒、而濰陽之官吏、昌樂之老幼、慕公之廉、想公之德、仰公之義、願欽戴之、特聞於大督相公。公遂嘉其意、復宰昌樂縣事。

一行目の「使時」二字、或は入替えて「爰に歲時を歷て云々」と讀むべきかもしれないが、『昌樂縣續志』しかテキストが存在しない以上、本文のように讀んでおく。地方志所收の石刻史料の場合、他にテキストが無いことが少なくなく、文字に疑問が生じても確めようがない。この點からも、現地調査が望まれる。

（20）夫慶幼而懷義、致身事主、不擇地而捐軀濟難。表奏龍廷、寵錫金幣羊馬、外授滕縣丞。

（21）『金史』卷一〇二僕散安貞傳

（貞祐二年）登州刺史耿格開門納僞鄒都統、以州印付之、郊迎安兒、發帑藏以勞賊。安兒遂僭號、置官屬、改元天順。凡符印詔表儀式皆格草定。

（22）牧野修二「元朝中書省の成立」（東洋史研究第二五卷三號、一九六六）。

（23）『濰縣志』の注記には、この碑について、次のように述べる。

右圖在濰州重修城記碑後。額題濰州新試院圖三行篆書、圖末題字六行、行多者二十八字正書。在縣學。

（24）「濰州重修宣聖廟記」には、次のようにある。

時歲在己未春、前益都行省郎中顧諟子美者、兼權濰州事。憫其故基、命匠起殿於其上。時公以邊務倥傯、未暇完□、姑以單瓦覆之、期於再營。未幾、公因疾物故、繼而又罹兵變、遂廢其事（下略）。

（25）東平における學術については、安部健夫「元代知識人と科學」（『元代史の研究』所收）、および高橋文治「泰山學派の末裔達」（東洋史研究第四五卷一號、一九八六）を參照。

（26）『中菴集』卷九「敕賜保定郭氏先塋碑銘」

中統前、青冠璮馳書幣、招陵川。陵川謀於公。公曰、世所

重名與利耳、若利先生學術道德傾一世、奚利爲若名、名在朝廷、山東奚取也。陵川遂辭之。

ところで、『中菴集』の通行本は『四庫全書珍本三集』所收のものであろうが、ここでは、テキストとして勝れている、臺北の國立中央圖書館所藏の元刊本の景照本に據った（この本は、卷構成その他『四庫全書珍本三集』本とは異なる）。

(27) 『濰縣志』には、次のような注記があり、拓本に據ったこと、この碑がさらに破損してしまっていることが分る。

（略）此本係民國初年所拓、較郭本碑陽多三石碑陰多一石。碑文三十四行、毎行以文理推之、約七十字。（略）民國十七年、村民因防匪故、又將殘石砌爲圩墻、今僅餘一小石矣。

(28) 『宋史』李全傳

於是衆帥兵趨楊氏家、（李）福出、（邢）德手刃之、相屠者數百人。有郭統制者、殺全次子、（閻）通殺一婦人、以爲楊氏、函其首并福首馳獻于（楊）紹雲。（中略）未幾傳楊氏故無恙。婦人頭乃全次妻劉氏也。

(29) 『齊東野語』卷九　李全

其雛松壽者、乃徐希稷之子。賈涉開閫維揚曰、嘗使與諸子同學。其後全無子、屢託涉祝之、涉以希稷向與之念、遂命與之、後更名璮云。